

# 徳島県内5社目！ 株式会社阿波銀行を「プラチナくるみん」認定！

徳島労働局は、次世代育成支援対策推進法に基づく特例認定（通称：「プラチナくるみん認定」）企業として、株式会社阿波銀行を平成30年6月18日付けで認定しました。「プラチナくるみん認定」企業は、徳島県内では5社となりました。



## 認定通知書交付式を行いました



特例認定マーク  
プラチナくるみん

←平成30年7月6日の認定通知書交付式において、鈴木労働局長から認定通知書の交付を受ける株式会社阿波銀行の大西取締役副頭取（左）

## 株式会社阿波銀行の取組の概要

企業名	株式会社阿波銀行
所在地	徳島市
業種	銀行業
労働者数	1,990人(男性913人、女性1,077人)
計画期間	平成27年4月1日～平成30年3月31日
行動計画の目標	<p>【目標①】 計画期間内に女性職員の育児休業取得率を90%以上とし、出産した女性職員のうち、子の1歳の誕生日まで継続して在職している職員の割合を90%以上とする。</p> <p>【目標②】 計画期間内に配偶者が出産した男性職員のうち、育児休業取得者を1名以上とし、育児休業もしくは育児向け独自休暇を取得した職員の割合を30%以上とする。</p> <p>【目標③】 計画期間終了直近1年間の平均週労働時間が60時間以上の職員の割合を5%以下とする。</p>
目標に対する取組結果	<p>【目標①】 女性職員の育児休業取得率100%、継続就業率97.6%</p> <p>【目標②】 男性職員1名が育児休業を取得し、育児休業もしくは育児向け独自休暇を取得した職員の割合は32%</p> <p>【目標③】 直近1年間の平均週労働時間が60時間以上の職員の割合は0.1%</p>
その他主な特例認定基準達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小学校就学前の子を育てる労働者のための措置(特例認定基準7) 小学校3年生修了前までの子を養育する職員が利用できる育児短時間勤務制度</li> <li>○働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備(特例認定基準9)             <ul style="list-style-type: none"> <li>①所定外労働の削減のための措置 所定外労働30%削減運動「チャレンジ30」を実施。 計画期間終了直近1年間の平均週労働時間が60時間以上の職員の割合を5%以下とする目標を掲げ達成。</li> <li>②年次有給休暇の取得の促進のための措置 年次有給休暇取得率30%運動「チャレンジ30」を実施。</li> <li>③その他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置 「ファミリーサポート休暇制度」、「メモリアル有給休暇制度」を導入</li> </ul> </li> <li>○出産した女性の継続就業率(特例認定基準10) 97.6%</li> <li>○女性労働者の就業継続、能力向上、キャリア形成の支援のための措置(特例認定基準11)             <ul style="list-style-type: none"> <li>【女性労働者に向けた取組】                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ママ WA dONNA プロジェクト」を実施。</li> <li>・「キャリア開発研修会」を実施。</li> </ul> </li> <li>【管理職に向けた取組】                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理職を対象とした経営研究会にてダイバーシティ推進に関する研修を実施。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>